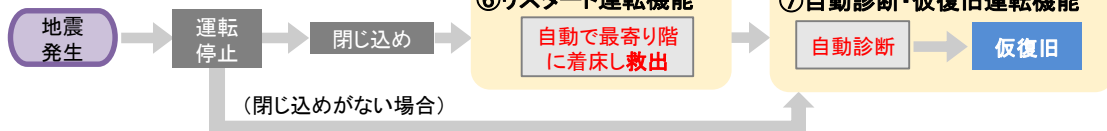


1. 事業対象

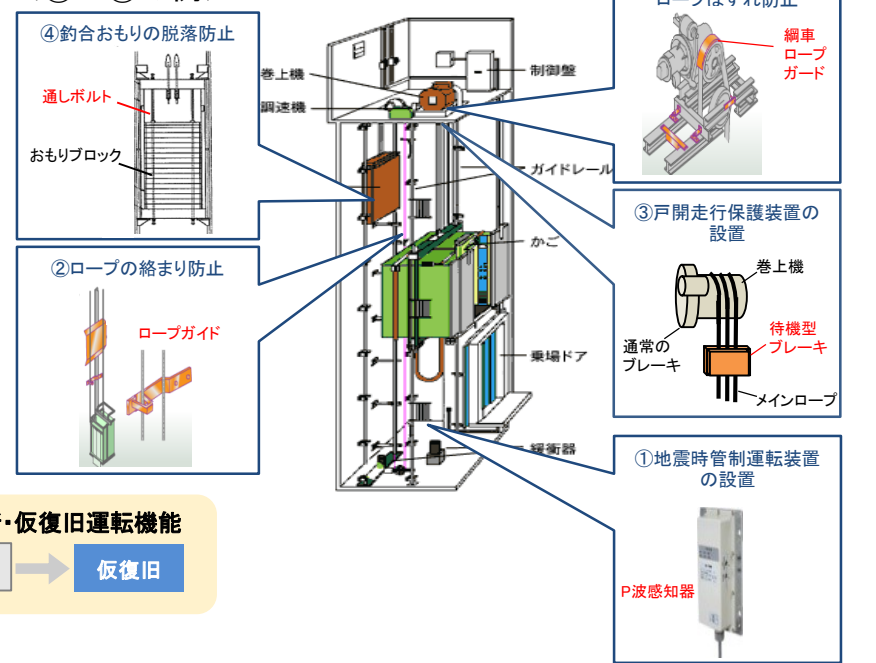
既設のエレベーターについて行う、次に掲げる改修工事

- ①地震時管制運転装置の設置(令第129条の10第3項第2号関係)
 - ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、令第129条の7第5号、令第129条の8第1項関係)
 - ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係)
 - ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係)
 - ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)
 - ⑥リスタート運転機能の追加【令和4・5年度】
 - ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加【令和4・5年度】
- ※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等となる建築物のみ対象

<⑥⑦のイメージ>



<①～⑤の例>



2. 事業要件

- エリア** 三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域
- 建築物**
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物*であること。
※: 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物
 - ・延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結されている建築物は500㎡)以上
 - ・エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
 - ・構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

3. 補助率・補助限度額

	事業対象 ①～⑤	事業対象 ⑥⑦
地方公共団体による直轄事業	工事費(950万円を限度)×国11.5%	工事費(300万円を限度)×国11.5%
民間事業者等に対する補助事業	工事費(950万円を限度)×23.0% (国11.5%+地方11.5%)	工事費(300万円を限度)×11.5% (国11.5%+地方0%)
※地方公共団体における制度の整備が必要	※国の補助額は、上記の額と地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額	※地方公共団体経由の補助